

地方独立行政法人京都市産業技術研究所業務方法書

(平成26年4月1日理事長決定)

(平成30年3月28日理事長決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成26年京都市規則第218号）第3条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の執行に関する基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

第2章 定款に規定する業務に関する事項

(技術相談)

第3条 法人は、中小企業等からの産業技術に関する相談への対応、指導及びその他支援を実施する。

2 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施することができる。

3 法人は、技術相談への対応、指導及びその他支援を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

(試験・分析)

第4条 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並

びにこれらに関する業務を実施する。

(人材育成)

第5条 法人は、職員の技術力の向上を目指す中小企業等や、伝統産業技術を継承しようとする者等に対して、人材育成に関する業務を実施する。

(研究開発等)

第6条 法人は、産業技術に関する研究開発及び調査（以下「研究開発等」という。）を実施する。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究開発等を実施することができる。

3 法人は、中小企業等の依頼に応じて産業技術に関する研究開発等を受託し、又は中小企業等と共同して研究開発等を実施することができる。

4 法人は、前項の業務を実施するときは、その相手方との間に契約を締結するものとする。

(成果の普及等)

第7条 法人は、刊行物の発行、発表会の開催その他最も適当と認められる方法により、試験研究成果の普及及び活用を推進する。

(知的財産の保全及び活用)

第8条 法人は、関係機関と連携して、産業に関する試験研究及び調査の成果に係る知的財産の保全及び活用を推進する。

(研究会活動)

第9条 法人は、関連する企業及び業界団体で構成される研究会の運営への関与等により、産業振興を支援することができる。

(新産業の創出に関する技術支援等)

第10条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化等を目指す中小企業等に対して、知恵産業の推進その他の方法により産業技術に関する必要な支

援を実施することができる。

(設備及び施設の提供)

第11条 法人は、法人以外の者からの依頼に応じて設備及び施設を使用させることができる。

(附帯業務)

第12条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務並びに設備及び施設の維持管理、安全管理等の業務を実施する。

(業務に関する料金の徴収)

第13条 法人は、業務の対価として、適正な料金を徴収することができる。

第3章 業務の委託

(業務の委託の基準)

第14条 法人は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款第16条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第15条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

(契約の締結に関する基本的事項)

第16条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定め

る場合は、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

第5章 業務の適正を確保するための体制等

(内部統制に関する基本方針)

第17条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、京都市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第18条 法人は、運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 法人は、役員、職員（嘱託職員、臨時的任用職員を含む。）（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めなければならない。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第19条 法人は、理事会の設置及び役員の方掌に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化

(中期計画等の策定に関する事項)

第20条 法人は、中期計画等（法第26条第1項及び第2項に規定する中期計画及び法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）の策定に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備

(中期計画等の評価に関する事項)

第21条 法人は、中期計画等の評価に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備及び評価活動の適切な運営
- (2) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (3) 自己評価結果報告書の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第22条 法人は、内部統制の推進に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制に関する会議の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 法人における内部統制を推進する組織の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制を推進する組織及び推進責任者間における報告の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制に関する会議への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員等との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制を推進する組織におけるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制に関する研修の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等
- (12) 関係各部署の業務手順の作成（標準業務手順、マニュアル整備等）
- (13) 業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (14) 理事長の指示及び法人の使命が確実に役職員に伝達される仕組み

(リスク評価及び対応に関する事項)

第23条 法人は、業務実施の障害となるコンプライアンス違反等の要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) リスク管理体制の整備
- (2) 業務ごとの業務フローの認識及び明確化
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針及び体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備及び利用に関する事項)

第24条 法人は、情報システムの整備及び利用に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- (2) 情報を利用可能な形式に整えて活用できる措置
- (3) 危機管理、問題等の情報連絡体制の整備

2 法人は、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関する事項)

第25条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を

定めなければならない。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- ア 情報システムの脆弱性対策，アクセスログの定期的点検，情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- イ 情報漏えいの防止

(2) 個人情報の保護に関する事項

- ア 京都市個人情報保護条例の遵守
- イ 個人情報の保護に係る点検活動の実施

(監事及び監事監査に関する事項)

第26条 法人は，監事及び監事監査に関し，所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には，次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 監事に関する事項

- ア 監事監査に関する規程の整備に対する監事の関与
- イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ウ 補助者の独立性に関すること
- エ 組織規程等における権限の明確化

(2) 監事監査に関する事項

- ア 監事監査に関する規程に基づく監査への協力
- イ 補助者への協力
- ウ 監査結果に対する改善状況の報告
- エ 監査報告の京都市長及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- ア 監事の理事会等重要な会議への出席
- イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ウ 法人の財産の状況を調査できる仕組み
- エ 監事と内部監査部門等との連携
- オ 役職員の不正，違法，著しい不当事実の監事への報告義務

カ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第27条 法人は、業務手順に沿った公正かつ効率的な執行を確保するため、内部監査部門等を設置し、業務の執行状況について内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第28条 法人は、内部通報及び外部通報に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報の処理を担当する理事及び理事長に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第29条 法人は、入札及び契約に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 適切な契約事務を監視するための監事監査及び内部監査の実施
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第30条 法人は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第31条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規程

等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保する。

2 法人は、財務情報を含む法人情報のインターネット等での公開に関し、所要の規程等を整備するものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第32条 法人は、職員の人事管理について、次の各号に掲げる事項が適正に実施されることを確保するための体制整備を行うものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事異動
- (2) 同一部署に長期在籍する者の存在把握

2 法人は、職員の懲戒の基準を示す規程等を整備するものとする。

(研究開発業務に関する事項)

第33条 法人は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
 - ア 領域における研究評価体制の確立
 - イ 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - ア 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - イ 研究費の適正管理
 - ウ 経費執行の内部けん制
 - エ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - オ 研究成果の管理
 - カ 研究開発資金の管理状況把握

第6章 雑則

(その他の業務の方法)

第34条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項

は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、京都市長の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日決定）

この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。